

久喜市「^{けんこう}健幸・スポーツ都市」宣言ロゴマークの使用に関する要領

令和3年2月19日市長決裁

(趣旨及び権利の帰属)

第1条 この要領は、企業、団体及び個人が、久喜市「^{けんこう}健幸・スポーツ都市」宣言ロゴマーク（以下「ロゴ」という。）を使用する際に必要な手続きを定める。

2 ロゴに関する一切の権利は、市に帰属する。

(使用の原則及び使用届出)

第2条 ロゴを使用しようとする者は、本要領及び久喜市「^{けんこう}健幸・スポーツ都市」宣言ロゴマークガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）を遵守しなければならない。

2 ロゴを使用できる事業又は活動（以下、「対象事業等」という。）は、第5条各号に該当しない事業及び活動とする。

3 ロゴを使用しようとする者は、あらかじめ久喜市長（以下「市長」という。）に久喜市「^{けんこう}健幸・スポーツ都市」宣言ロゴマーク使用届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）を提出しなければならない。

(届出書の添付資料)

第3条 届出書には、対象事業等に関してロゴを使用しようとする物品等の見本（以下「見本」という。）を添付しなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、対象事業等に関してロゴを使用する物品等が確認できる写真等を添付すること。

(使用の期間)

第4条 ロゴの使用の期間は、届出書を提出した日から対象事業等が終了した日までとする。

(使用の制限)

第5条 市長は、次のいずれかに該当するときは、ロゴの使用を認めない。

- (1) ロゴを本要領及びガイドラインに沿って使用しないとき、又は、そのおそれがあると認めるとき。
- (2) 公序良俗に反するとき。
- (3) 特定の政治、思想、宗教的活動に使用する、またはそのおそれがあると認めるとき。
- (4) 対象事業等が市民のスポーツ・運動に関する活動を促進するものでないと認めるとき。
- (5) 対象事業等が健康を害するおそれがあると認めるとき。
- (6) 意図的に当該事業が市の事業あるいは市の公認事業であると誤認させるものである、又は、そのおそれがあると認めるとき。
- (7) その他市長がロゴの使用について適当でないとき。

2 市長は、使用者が次のいずれかに該当するときは、ロゴの使用を禁止することができる。このとき、市長は使用者に対して久喜市「^{けんこう}健幸・スポーツ都市」宣言ロゴマーク使用禁止通知書（様式第2号。以下「禁止通知」という。）を通知する。

- (1) 使用者がこの要領及びガイドラインに違反したとき。
- (2) 使用の様態が届出内容と異なるとき。
- (3) 本条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

3 久喜市は、使用者が前項の規定によりロゴの使用を禁止され、これによって使用者が損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用責任)

第6条 市長に届出書を提出した者（以下「使用者」という。）は、ロゴ

の使用に関して第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、久喜市に迷惑を及ぼさないよう処理しなければならない。

2 使用者が、ロゴの使用に際して故意または過失により久喜市に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(届出事項の変更)

第7条 使用者は、届出事項に大きな変更が生じるときは、変更後の見本を添えて再度市長に届出書を提出しなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、ロゴを使用する物品等が確認できる写真等を添付すること。

(使用の中止届)

第8条 使用者は、本ロゴを使用する必要がなくなったときは、市長に久喜市「^{けんこう}健幸・スポーツ都市」宣言ロゴマーク使用中止届(様式第3号)を提出しなければならない。

(使用実態の調査)

第9条 市長は、届出を受けたロゴの使用状況について、調査をすることができる。使用者は、市長から要請を受けた場合は、ロゴの使用実態を報告し、使用した物品等を提供しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第10条 市長は、ロゴの使用の届出にあたり取得した使用者の個人情報を、久喜市個人情報保護条例(平成22年久喜市条例第13号)に基づき、適正に取り扱わなければならない。

(使用料)

第11条 ロゴの使用料は、無料とする。

(目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第12条 使用者は、第2条の届出事項以外の目的にロゴを使用し、またはその権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は令和3年2月19日から施行する。